

経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号の認定について（津山市）

5号（ハ） - （指定不況業種に属し売上が減少している中小企業者）

要件：次の（１）（２）（３）の事項に該当すること

- （１）営んでいる事業が全て中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属すること
- （２）円高の影響により、原則として最近１ヶ月間の売上高等が前年同月に比して１０％以上減少していること
- （３）その後２ヶ月間を含む３ヶ月間の売上高等が前年同期に比して１０％以上減少することが見込まれること

認定に必要な書類：

- １．中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（ハ） - ２枚
- ２．１の認定申請書の添付書類（様式あり）
- ３．最近１ヶ月間の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
- ４．３の前年同期及び後２ヶ月間の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
- ５．３の後２ヶ月間の見込み売上高が確認できるもの（例）受注残高、発注票等
- ６．複数の事業を営んでいる場合、事業ごとの最近１年間の売上高等を証明するもの
- ７．売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した理由書（様式自由）
- ８．営んでいる事業が全て指定業種に属することが分かる書類（例）売上傳票、許認可証等
- ９．本人以外が申込に来られる場合は本人からの委任状（様式自由）

5号（ハ） - （指定不況業種に属し売上が減少している中小企業者）

要件：次の（１）（２）（３）の事項に該当すること

- （１）営んでいる事業のうち、主たる事業（最近１年間の売上高等が最も大きい事業）が中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属すること
- （２）円高の影響により、主たる業種及び企業全体にそれぞれについて、最近１ヶ月間の売上高等が前年同月に比して１０％以上減少していること
- （３）主たる業種及び企業全体にそれぞれについて、その後２ヶ月間を含む３ヶ月間の売上高等が前年同期に比して１０％以上減少することが見込まれること

認定に必要な書類：

- １．中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（ハ） - ２枚
- ２．１の認定申請書の添付書類（様式あり）
- ３．企業全体、主たる事業それぞれについて、最近１ヶ月間の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
- ４．企業全体、主たる事業それぞれについて、３の前年同期及び後２ヶ月間の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
- ５．企業全体、主たる事業それぞれについて、３の後２ヶ月間の見込み売上高が確認できるもの（例）受注残高、発注票等
- ６．事業ごとの最近１年間の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
- ７．売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した理由書（様式自由）

8. 主たる事業が指定業種に属することが分かる書類（例）売上伝票、許認可証等
9. 本人以外が申込に来られる場合は本人からの委任状（様式自由）

5号（ハ） - （指定不況業種に属し売上が減少している中小企業者）

要件：次の（１）（２）（３）（４）（５）（６）（７）の事項に該当すること

- （１）営んでいる事業のうち、１つ以上の事業が中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属すること
- （２）円高の影響により、指定業種の最近１ヶ月間の売上高等が前年同月に比して減少していること
- （３）企業全体の最近１ヶ月間の前年同月の売上高等に対する、指定業種の減少額等の割合が１０％以上であること
- （４）企業全体の最近１ヶ月間の売上高等が前年同期比で１０％以上減少していること
- （５）最近１ヶ月の後の２ヶ月を含む３ヶ月間の指定業種の売上高等が前年同期比で減少等することが見込まれること
- （６）最近１ヶ月の後の２ヶ月を含む３ヶ月間の前年同期の企業全体の売上高等に対する、指定業種の減少額等が１０％以上減少することが見込まれること
- （７）最近１ヶ月の後の２ヶ月を含む３ヶ月間の企業全体の売上高等が前年同期比で１０％以上減少することが見込まれること

認定に必要な書類：

1. 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（ハ） - 2枚
2. 1の認定申請書の添付書類（様式あり）
3. 企業全体、指定事業それぞれについて、最近１ヶ月間の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
4. 企業全体、指定事業それぞれについて、3の前年同期及び後２ヶ月間の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
5. 企業全体、指定事業それぞれについて、3の後２ヶ月間の見込み売上高が確認できるもの（例）受注残高、発注票等
6. 売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した理由書（様式自由）
7. 主たる事業が指定業種に属することが分かる書類（例）売上伝票、許認可証等
8. 本人以外が申込に来られる場合は本人からの委任状（様式自由）

指定業種等については、中小企業庁のホームページでご確認ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm